

営農情報

令和5年5月

新規就農ワンストップ相談窓口開設中

一関地方農林振興協議会では、「新規就農ワンストップ相談窓口」を開設しています。
本格的に農業を始めたい意欲ある方のご相談をお待ちしています。

窓口開設日 毎月第2水曜日午後1時30分～

開設日		場 所
令和5年 6月14日	11月8日	一関市役所川崎支所 2階多目的室 (一関市川崎町薄衣字諏訪前 137) ※リモート相談可
7月12日	12月13日	
8月9日	令和6年 1月10日	
9月13日	2月14日	
10月11日	3月13日	

【相談希望の申込先】 相談日5日前までに、下記のいずれかに電話でご連絡ください。

一関市農林部農政課 ☎ 21-8225	および各支所産業建設課	一関農林振興センター ☎ 26-1413
平泉町農林振興課 ☎ 46-5564		一関農業改良普及センター ☎ 52-4961
		JAいわて平泉営農振興課 ☎ 34-4001

「肥料価格高騰対策事業について」

J A広報4月号でもお知らせしましたが、令和5年1月から5月までにJ Aで購入した肥料について、対象となる農業者の皆さまへは6月下旬に関係書類を送付しますので、申請する場合は内容をご確認の上、書類の提出をお願いします。ご不明な点がございましたら、最寄りのJ A営農経済センターにお問い合わせください。

営 農 情 報

生産資材ひろば



**農薬を正しく使って確かな収穫！
農薬の確認するポイントを紹介します。**

◎登録のある農薬を購入しましょう！

○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫（雑草）名」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認

注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物に使えません。罰則もあります。

◎農薬ラベルの記載通りに使いましょ！

1. 作用する作物名があるか確認
⇒作物名、適用病害虫（雑草）名
2. 使い方を確認
⇒希釈倍数、使用量、使用時期、
使用回数、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認
⇒必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整



注意：農薬取締法の規定により、使用基準（対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数）を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。